

提出期限：令和7年12月19日

新入学児童生徒学用品費の
入学前支給を申請される保護者 様 へ

「申請書の記入及び提出等の注意事項」

【申請書の記入について】

- 書き間違いの修正については、修正液の使用は行わず、棒線にて見え消しをお願いします。また、申請者の印を修正箇所全てに押印してください。
- 裏面の記入例をよくお読みいただき、正確に記入してください。
- 世帯の状況欄には、同居者全員（祖父母、親類を含む）、単身赴任で生計を共にしている方も含めて、全員を記入してください。
記入しきれない場合は、申請書をコピーして2枚使用してください。
（赤穂市ホームページからダウンロードも可能です。）
- *申請書、添付書類が提出期限までの未提出の場合は、受付できないことがあります。

【振込指定口座について】

- 通帳をよくご確認の上、誤りの無いようご記入ください。

【添付書類について】

- 新中学1年生は、申請書のみ提出ください。（添付書類は必要ありません。）
- 新小学1年生は、申請書の他に添付書類が必要な場合があります。
詳しくは、別紙「新入学児童生徒学用品費の入学前支給のご案内」の裏面を参照してください。
- *申請書、添付書類が提出期限までに未提出の場合は、受付できないことがあります。
- 令和7年1月1日時点で、赤穂市に在住の方は所得・課税証明書の提出は不要ですが、赤穂市に在住でない方は、令和7年1月1日にお住まいの市区町村の住民税担当課で必要書類を取得してください。（必要書類の郵送による請求については、各市区町村の担当窓口にお尋ねください）

【その他】

- 入学前支給申請後、市外へ転出（予定）になった場合は、必ずご連絡をお願いします。
また、支給後、入学前に転出になった場合は、全額返還いただきます。
- 入学前支給申請で「非認定」となった場合でも、入学後に令和8年度申請（6月頃）で「認定」となれば、新入学児童生徒学用品費を受給することができます。（改めて申請が必要になります。）
- 入学前支給申請で、新入学児童生徒学用品費が支給された場合も、令和8年度に、他の就学援助（給食費、校外活動費など）の支給を希望される場合は、令和8年度申請（6月頃）に改めて申請が必要となります。